

議第146号から議第151号まで

指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）

指定管理者を次のように指定する。

令和3年11月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
146	京都市じゅらく児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	令和4年4月1日 から令和9年3月31日まで
147	京都市音羽児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地 の528 社会福祉法人洛和福祉会	同 上
148	京都市太秦児童館	京都市右京区太秦桂ヶ原町9番 地の1 京都市太秦児童館運営委員会	同 上
149	京都市西京極西児童館	京都市南区東九条東山王町27番 地 公益社団法人京都市児童館 学童連盟	同 上
150	京都市上里児童館	京都市西京区大原野上里北ノ町 648番地の1 社会福祉法人上里福祉会	同 上
151	京都市久我の杜児童館	京都市東山区三条通大橋東二町 目73番地の2 社会福祉法人京都社会福祉 協会	同 上

提案理由

京都市じゅらく児童館ほか5館の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。